

仕様書

1 業務の名称

Travel Tour Expo (TTE) 2024 出展補助業務

2 業務の目的

フィリピン（マニラ）で開催される Travel Tour Expo (TTE) 2024 への出展に際し、ブース運営及びこれに係る諸手配等を行い、札幌・北海道への観光客誘致に資する効果的なプロモーション活動が行えるようにする。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

4 Travel Tour Expo (TTE) 2024 開催概要及び渡航スケジュール

(1) 主催

フィリピン旅行業協会

(2) 開催期間

令和6年2月2日（金）～4日（日） 3日間

(3) 開催場所

SMX Convention Center Manila

(4) 開催時間

2日（金） 9：00～19：00

3日（土） 9：00～19：00

4日（日） 9：00～19：00

(5) 渡航スケジュール（予定）

渡航者のスケジュールは以下のとおり。ただし、変更となる場合があるため、委託者に確認を行い柔軟に対応すること。

令和6年1月31日（水）	移動（新千歳→マニラ）	マニラ泊
2月1日（木）	セールスコール、設営	マニラ泊
2月2日（金）	ブース運営	マニラ泊
2月3日（土）	ブース運営	マニラ泊
2月4日（日）	ブース運営	マニラ泊
2月5日（月）	移動（マニラ→新千歳）	

5 ブース出展・費用負担について

(1) ブース

委託者がブース1小間を手配し、費用も委託者が負担する。

※1小間：幅2.5m×奥行2.5m（予定）

(2) ブース内備品

必要なブース内の備品は、委託者が手配し、費用も委託者が負担する。

(3) 運営スタッフ

ブース運営期間中、札幌・北海道の観光情報に精通したスタッフを3名配置することとし、スタッフの手配及び費用の負担は受託者が行うこと。

なお、上記のうち2名は、通訳（日本語⇄英語）が可能なスタッフとす

ること。

(4) 配架資料

配架資料の輸送については、航空便で行うこととし、受託者が発送手続きを行う。費用についても受託者が負担することとし、入札にあたっては、200kgの資料発送が発生すると仮定して入札額に含めることとする。

6 業務の内容

Travel Tour Expo (TTE) 2024 への出展に係る、以下の出展補助及び手配、調整を行うこと。

(1) 札幌市ブースの運営及び運営スタッフの配置

ア ブース設営及び撤収

① ブース内の物品等の配置

備品の配置や、5(4)で発送した資料の配架は受託者で行うこと。

なお、ブース出展にあたり必要となる備品（5(2)のとおり委託者が手配）を配置すること。

② その他

その他、ブースの運営及び撤収にあたり必要となる作業を行うこと。

イ ブースにおける札幌・北海道プロモーションの補助

ブース来場者への札幌・北海道の観光案内や、委託者がブース内で行うプロモーションの補助を行うこと。

ウ 配架資料の輸送

委託者が手配した配架資料を、別途委託者が指定するフィリピン国内の集荷先まで令和6年2月1日（木）必着で発送手続きを行うこと。

(2) アンケート

一般来場者へ対して、アンケートを実施し、回答の収集及び集計を行うこと。内容は受託後、委託者と協議の上決定すること。

(3) 現地企業等訪問の調整及び同行・通訳

2月1日（木）に行う現地企業等訪問について、訪問先企業等の選定及び調整を図るとともに、同行すること。移動に車等が必要な場合は手配し、それに係る費用は受託者が負担すること。また、英語でのビジネスレベルの通訳が行えるスタッフを手配すること。訪問先の選定にあたっては、委託者と協議の上、3社程度（現地の航空会社、旅行会社を想定）を目安として選定すること。

(4) 報告

実施概要や、ブースへの来場者数、パンフレット配布数、アンケート集計数、アンケート集計結果等の実施結果について報告書を作成すること。

7 成果物の著作権

(1) 受託者は委託者に対し、当該業務の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵

害するものでないことを保証する。

- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

8 その他

- (1) 本業務の履行に際しては、法令、条例等を遵守し適正な取扱を確保すること。
- (2) 本業務の履行に関し、委託者との連携を密にして委託者に確認の上進めること。
- (3) 本業務の履行に関し、この仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理すること。
- (4) 当該業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱を確保すること。

9 担当

札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課) 花田、宗岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376 FAX 011-281-5129